

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認徳島地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件

## 徳島国民年金 事案402

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から同年12月まで

申立期間当時はA市区町村に住んでおり、妻が、私と妻二人分の国民年金保険料を納付していた。当時の納付方法等までは詳しく覚えていないが、妻が納付済みで私が未納となっていることに納得できない。

記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人夫婦が申立期間後に転居した先のB市区町村が保管する申立人夫婦の国民年金被保険者名簿によれば、昭和46年4月から57年3月までの期間の国民年金保険料について、申立期間を除いて夫婦同一の納付記録となっていることが確認できるにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料の収納の記載は、当初、申立人の妻と同様に「A市区町村納」とされながら、申立人のみ後に「未納」と上書き訂正されているところ、申立期間直後の53年1月から同年3月までの保険料が同年4月1日付けで納付されていることが確認でき、当該時点では、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であることを踏まえると、申立人の申立期間に係る国民年金保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和41年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月31日から同年6月1日まで

私は、昭和38年4月1日にA社に入社した後、39年4月1日付けで同社B支店に転勤し、その後、41年6月1日付けで同社C支店D営業所に転勤したが、一貫して同社に勤務しており、厚生年金保険料の控除が途切れた記憶も無い。

私の申立事業所における厚生年金保険被保険者資格が昭和41年5月31日に喪失しているのは、単純な手続ミスであると思われるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立事業所発出の辞令及び同社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和41年6月1日に同社B支店から同社C支店D営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年7月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付したと主張しているが、事業主が資格喪失日を昭和41年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年

5月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 徳島国民年金 事案403

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年11月から45年3月までの期間及び46年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年11月から45年3月まで  
② 昭和46年4月から50年3月まで

母親に勧められ自分で国民年金の加入手続をした。申立期間の保険料については、近所に住む母親が私と母親二人分の国民年金保険料を毎月納付していた。私が自分の国民年金保険料を納付した記憶もある。

過去に2回ほど未納の保険料をさかのぼって支払う制度があり、その時に私の年金納付記録について調べたが、私の納付記録は完納しているとの返事をもらっていた。

申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年10月29日付けで事前交付されており、当該時点においては、申立期間①及び申立期間②のうちの46年4月から48年3月までの保険料について第2回特例納付により納付し、また、申立期間②のうちの48年7月から50年3月までの保険料を過年度納付することや、第3回特例納付により申立期間の保険料をさかのぼってすべて納付することは可能であるが、これらの納付をうかがわせる事情は見当たらないとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の保険料の納付状況等は不明である上、A市区町村が保管する申立人の母親の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間①の一部の昭和42年11月から44年3月までの申立人の母親の保険料については、申立期間①当時は、免除期間であったことが確認できる。

さらに、申立人及び申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島国民年金 事案404（事案84の再申立て）

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から55年3月まで

当初の申立ては、国民年金手帳記号番号の払出しが昭和55年4月であるとして、平成20年4月1日付けで認められないと通知を受けた。

その後、自宅から年金手帳の入った封筒（A市区町村B課の名前入り、昭和54年4月4日の日付記載有り）が見つかった。昭和54年4月に国民年金手帳が交付されたことを示すものであると思われるので、再度申立てをする。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和55年4月に払い出されたものと考えられ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成20年4月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は国民年金手帳記号番号の払出年月日を示す資料として、新たに年金手帳及びA市区町村B課の封筒を提出したが、当該封筒が昭和54年4月の時点で年金手帳の交付に使用されたことをうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 徳島厚生年金 事案213

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から44年12月まで

A工場は、昭和14年にB市区町村で個人事業所として営業を開始し、34年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となったが、当該工場は、父が事業主を務めており、私はその同居親族であったことから、厚生年金保険に加入することができなかった。

その後、当該工場は、昭和42年8月22日に法人化によりC社となり、私は専務取締役に就任した。当該時点で、私は厚生年金保険に加入できるようになったはずなのに、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立事業所に係る法人登記簿及び申立人からの事情聴取結果から、申立てどおり、C社が昭和42年8月22日付けで設立され、申立人が申立期間について申立事業所の取締役であったことは確認できる。

しかし、A工場が、厚生年金保険の適用事業所となった昭和34年8月1日から全喪した43年12月25日までの間に、事業所名称変更手続を行った形跡は認められず、社会保険庁の記録上、すべての適用期間について個人事業所として記録されていることが確認できる。

また、A工場が、適用事業所ではなくなった昭和43年12月25日から、D都道府県に本社を移転し、C社として厚生年金保険の適用を受けた44年4月1日までの期間については、適用事業所としての記録がない。

さらに、C社に係る厚生年金保険被保険者原票によれば、申立人の健保番号の取得年月日は昭和45年1月1日となっており、44年4月1日から同



年12月1日までに資格取得された健保番号の記録に、申立人の氏名等は見当たらず、欠番も無い。

加えて、申立人は、当該期間について、国民年金被保険者であったことが確認できる上、全期間について国民年金保険料を納付している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年4月から19年3月まで

私は、中学卒業後の昭和17年4月にA社に入社した。当初、同社B研究所に配属され合金の研究開発等の仕事に就き、その後、同年10月にC工場に転勤してから昭和19年3月まで、合金のデータ分析等の業務に従事した。

私は、C工場勤務時に病気入院した際も、健康保険が利用できたので、申立事業所勤務時の年金記録が無いことに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所に勤務していた頃の写真を多数所持している上、職務内容等に係る説明も具体的であることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立事業所の人事サービス部門を継承するD社では、i) 申立期間当時、申立事業所においては「職員」と「工員」の身分区分があり、「職員」は月給制、「工員」は日給制であった、ii) 昭和45年発出の内部文書に基づき、「工員」は労働者年金保険の適用を受けたが、「職員」は、労働者年金保険の適用を受けておらず、19年10月に施行された厚生年金保険法の適用を受けたとしている。

一方、申立人は、合金の研究開発等の業務に従事しており、「工員」とは業務内容が異なる上、給料も月給制であったと供述していることから、申立人は、申立期間当時、「職員」としての身分を有し、労働者年金保険の被保険者には該当していなかったものと推認できる。

また、労働者年金保険法の施行日は昭和17年6月1日であり、申立期間のうち、同年4月及び5月については、労働者年金保険法は施行されてお

らず、ほかに申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。